

## 事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱い

金	土	日	月	火	水	木
営業	休業	定休日	休業	営業	営業	営業

←指定効力停止期間→ 定休日も含めて3日間減算

理解できる

指定効力停止期間は、  
そもそも指定されていないのと同じだから、  
利用者全員日割り計算で減算しないと  
いけないことになりますね。

## 姫路市地域包括支援課の見解

金	土	日	月	火	水	木
営業	休業	定休日	休業	営業	営業	営業

←指定効力停止期間→ 定休日を省いて2日間減算

理解できない

指定効力停止期間は、  
そもそも指定されていないのと同じなのに  
定休日は減算しなくてよいとのこと。